

葛城市こども食堂支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、こども等の居場所づくりの推進及び子育て支援の充実を図るため、こども食堂を運営する団体に対し、予算の範囲内において、葛城市こども食堂支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、葛城市補助金等交付規則（平成16年葛城市規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に規定する子どもをいう。
- (2) こども食堂 市内において、こども等の居場所づくりを目的に、こども及びその保護者並びに地域住民等に対し、無料又は低額の料金による食事の提供を行う取組をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす法人その他の団体とする。

- (1) 葛城市内に活動の拠点を有しており、代表者が定められた団体であること。
- (2) 地域活動、こども等の支援に資する福祉活動等に関する実績を有し、又は行う見込みがあること。
- (3) 補助金の交付申請時において、奈良こども食堂ネットワークに加入していること。
- (4) 1年以上継続してこども食堂を運営する意思及び能力を有すると認められること。
- (5) 定款又は会則を備えていること。
- (6) 公序良俗に反する活動を行わないこと。
- (7) 政治的又は宗教的活動を行うことを目的としないこと。
- (8) 営利目的の活動を行わないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となるこども食堂は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 食事代は無料又は食材等の実費相当額以下の低額で提供すること。
- (2) 補助金を申請する年度内に6回以上開催すること。
- (3) こども等が幅広く参加できるよう広報活動等を行うこと。
- (4) 提供する食事は、栄養バランスの良いものであること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る食材費、消耗品費、施設使用料及び賃借料、保険料、印刷製本費、通信運搬費その他市長が特に必要と認める経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、こども食堂1か所につき、前条に規定する補助対象経費の総額から当該事業の実施に係る収入額（参加費収入、寄附金・協賛金、他団体からの補助金、その他収入）を控除した額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、20万円を上限とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、葛城市こども食堂支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 葛城市こども食堂支援事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 葛城市こども食堂支援事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 定款又は会則の写し
- (4) 食品衛生責任者の資格を有することを証する書類の写し
- (5) 保険の加入状況がわかるものの写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、葛城市こども食堂支援事業補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助決定団体」という。）は、補助対象事業の完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、葛城市こども食堂支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 葛城市こども食堂支援事業報告書（様式第6号）
- (2) 葛城市こども食堂支援事業収支決算書（様式第7号）
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) その他市長が必要であると認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、補助対象事業の成果が補助金交付決定に係る内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、葛城市こども食堂支援事業補助金確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（請求及び交付）

第 1 1 条 前条の確定通知を受けた補助決定団体は、葛城市こども食堂支援事業補助金交付請求書（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求を受けた場合は、速やかに補助金を交付するものとする。
（概算払による交付）

第 1 2 条 市長は、前条の規定にかかわらず、補助金の交付決定をした場合において、補助金の交付目的を達成するため特に必要があると認めるときは、事業の完了前であっても、交付の決定をした補助金額の範囲内で補助金の全部又は一部を概算払することができる。

2 補助決定団体で、前項の規定による補助金の概算払を受けようとする場合は、葛城市こども食堂支援事業補助金概算払請求書（様式第 1 0 号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 1 3 条 市長は、補助決定団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) この告示に違反したとき。
- (4) 補助金を交付することが適当でないと市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを受けた補助決定団体に損害が生じた場合であっても、その損害の賠償の責めを負わないものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による取消しをした場合は、葛城市こども食堂支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第 1 1 号）により、速やかに通知するものとする。

（補助金の返還）

第 1 4 条 市長は、第 1 2 条の規定により補助金の概算払をしている場合において、第 1 0 条の補助金確定額を超える補助金が交付されているとき又は前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分についてすでに補助金を交付しているときは、葛城市こども食堂支援事業補助金返還命令書（様式第 1 2 号）により当該補助決定団体に通知し、期限を定めて補助金の返還を命じるものとする。

（事業実施における責務）

第 1 5 条 補助決定団体は、事業実施における責務として次の各号に掲げる要件を遵守しなければならない。

- (1) 常時責任者を配置し、安全に配慮すること。
- (2) 食事の提供における食品の安全確保を図るため、食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）等に基づく適切な衛生管理体制を構築していること。
- (3) 参加するこども等の食物アレルギーの有無を確認していること。
- (4) 事故発生時の対応のための保険に加入していること。
- (5) 事故が発生した場合の対応方法及び連絡体制をあらかじめ定めるとともに、周

知徹底を図っていること。

- (6) 事故が発生した場合には、速やかに市長に報告すること。
 - (7) 個人情報の適正な管理に十分配慮すること。
 - (8) 利用するこども又は保護者の相談に応じるとともに、必要に応じてニーズに対応した関係機関につなげるよう努めること。
 - (9) 補助金の交付申請、請求等に係る書類及び補助対象事業の実施状況を明らかにした書類等を備え付け、当該補助事業完了年度の翌年から5年間保管すること。
 - (10) こども食堂支援事業等から知り得た個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等に基づき適正に取り扱うこと。補助決定団体でなくなった後も、同様とする。
- （その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。
- （特例措置）
- 2 令和8年度に限り、この告示の適用の日から、施行の日前において、第3条に規定する交付対象者に該当する者が行った、第4条に規定する補助対象に該当する事業については、本補助金の対象とすることができるものとする。